

福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例

令和5年6月20日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、ふるさと納税に係る返礼品の提供を行うために、福智町(以下「町」という。)内において、事業所の新設、増設若しくは移設(以下「新設等」という。)又は地場産品の開発・販路拡大等を行う事業者に対して、創業支援及び企業育成に資するための必要な奨励措置を講ずることによる新たな地域資源の創出と雇用の拡大を図り、町の持続的な経済活性化並びに産業振興を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 町の魅力向上及びブランド化に資するため、独自に特色を生かして生産、製造、加工若しくは提供(以下「製造等」という。)された商品又はサービス等をいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7の規定に基づき、寄附金税額控除が適用される寄附をいう。
- (3) 返礼品 ふるさと納税の寄附金額に応じて、町が独自に寄附者に対して提供する商品又はサービス等をいう。
- (4) 新設 町内に事業所を有しない事業者が町内に新たに事業所を設置すること又は町内に事業所を有する事業者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を町内に設置することをいう。
- (5) 増設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張すること又は現に行っている事業と同一事業の事業所を町内に設置することをいう。
- (6) 移設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を廃止し、新たに町内に事業所を設置することをいう。
- (7) 投下固定資産総額 事業所の新設等に伴い、当該事業所で製造等された返礼品の提供を開始した日(以下「返礼品提供開始日」という。)から3年以内に、新たに地方税法第341条に規定する固定資産を取得するために要した費用の総額から次に掲げるものを控除した額をいう。
 - ア 消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)
 - イ 他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金の額
 - ウ 他の企業等からの譲受けにより取得した事業所の固定資産に係る費用
- (8) 新規雇用者 事業所の新設等に伴い、新たに雇用された町内に居住する者をいう。
- (9) 転属者 町内における事業所の新設等に伴い、町外の既存事業所から当該事業所に転属し、かつ、町内に転居した者をいう。
- (10) 中小企業 町内に事業所を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者、一般社団法人、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農事組合法人等をいう。

(地場産品創出企業の責務)

第3条 町内で商品又はサービスの製造等を行う事業所(以下「事業所」という。)を有し、町のふるさと納税に係る返礼品を提供しようとする事業者(以下「地場産品創出企業」という。)は、町との相互協力及び情報共有等を図り、地場産品の創出並びに拡大が重要な責務であることを自覚し、当該事業に取り組まなければならない。

(奨励金の種類)

第4条 町長は、地場産品創出企業に対し、ふるさと納税を活用した企業の立地及び発展等の促進に資する奨励として、予算の範囲内において次に掲げる奨励金の交付を行うことができる。

- (1) 事業所設置奨励金
- (2) 雇用促進奨励金
- (3) 地場産品創出拡大奨励金

(事前の奨励措置)

第5条 町内に事業所の新設等を行う企業（以下「新規創業者」という。）は、前条第1号に規定する事業所設置奨励金の交付を受けようとするときは、第11条に規定する奨励措置の適用に関し、規則で定めるとおり、事前に町長の承認を得なければならない。（措置併用の取扱い）

第6条 前条の規定にかかわらず、福智町企業誘致条例（平成18年福智町条例第136号）第9条に規定する奨励措置の適用を受ける場合は、この奨励措置の適用対象としない。

2 前項に規定するもののほか、福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例施行規則（令和5年福智町規則第23号。以下「規則」という。）で定めるものは、当該奨励措置の適用対象としない。

(新規創業者の要件)

第7条 新規創業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 事業所において3年以上、地場産品の製造等を行う意思があること。
- (2) 事業所の新設等に係る投下固定資産総額が1,000万円以上であること。
- (3) 事業所において製造等された地場産品を、町のふるさと納税返礼品として提供すること。
- (4) 事業所の新設等後、1年以内に前号に規定する返礼品の提供を開始すること。
- (5) その他規則において定める要件を満たすものとする。

(事業所設置奨励金)

第8条 この奨励金は、新規創業者が地場産品の製造等を行う事業所を設置する場合に交付する。

2 事業所設置奨励金の額等は、返礼品提供開始日以降における成果応分型とし、1事業所につき以下のとおりとする。

- (1) 当該奨励金の額は、事業所で製造等された返礼品の発送実績数に応じて町が納入した寄附実績額の10分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額）とする。
- (2) 当該奨励金の交付対象期間は、返礼品提供開始日から起算して3年間とし、投下固定資産総額の90パーセントまでの額を上限とする。

3 投下固定資産について、当初の固定資産の取得から新たに固定資産を取得するまでに相当期間が経過している場合、規則で定める期間を超えた当初の固定資産に係る価額は、交付対象となる投下固定資産総額から除くものとする。ただし、正当な理由等による場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、事業所設置奨励金に関する必要な事項は、規則で定める。

(雇用促進奨励金)

第9条 この奨励金は、前条に規定する事業所設置奨励金の適用を受けた新規創業者が、当該事業所で製造等を行うに当たって、規則で定める町内に居住する新規雇用者又は転属者（以下「雇用者」という。）を、返礼品提供開始日から起算して3年以内の期間において、1年以上雇用した場合に、当該雇用者の人数に応じて交付する。ただし、1雇用者につき1回限りの交付とする。

- 2 雇用促進奨励金の額は、規則で定める雇用形態に応じ、雇用者1人につき以下のとおりとする。
 - (1) 20万円(非常用雇用者)
 - (2) 50万円(常用雇用者)
- 3 前項に規定する奨励金の額は、1事業所につき3,000万円を上限とする。
- 4 新規創業者は、町内居住者を積極的に雇用するよう努めるものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、雇用促進奨励金に関する必要な事項は、規則で定める。
(地場産品創出拡大奨励金)

第10条 この奨励金は、既に事業所を有する地場産品創出企業(ただし、中小企業に限る。この条において同じ。)が、当該事業所において商品開発、製造拡大、販路開拓その他売上げ拡大等のために要した費用(消費税を除く。)について、規則で定める生産性及び企業価値の向上に資するものとして認める経費を対象に交付する。

- 2 地場産品創出拡大奨励金の額等は、各地場産品創出企業の実績等に基づき、別途、規則で定める。
- 3 当該奨励金の交付は、当該年度1回限りとする。
- 4 当該年度において、事業所設置奨励金の適用を受けている場合は、この地場産品創出拡大奨励金の交付対象としない。
- 5 前4項に定めるもののほか、地場産品創出拡大奨励金に関する必要な事項は、規則で定める。
(奨励措置適用の申請・決定)

第11条 新規創業者は、第5条に規定する奨励措置に関する適用を受けようとする場合は、規則で定めるとおり適用申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による適用申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適用の適否を決定の上、規則で定めるとおり適用承認(不可)通知書により当該新規創業者に通知する。
- 3 町長は、前項に規定する審査において、必要に応じ、町長が別に定める審査委員会等に審議を諮ることができる。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、適用の決定について、必要な条件を付すことができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、奨励措置適用の申請・決定手続に関する必要な事項は、規則で定める。

(適用申請の変更・取消)

第12条 新規創業者は、前条に規定する奨励措置の適用承認を受けた後において、当該適用申請の内容に変更等が生じた場合は、規則で定めるとおり適用変更届出書を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による適用変更の届出を行う必要がある事項は、規則で定める。
- 3 町長は、新規創業者が偽り、不正その他規則で定める事項に該当するものと認められる場合は、当該適用承認を取り消すことができる。
- 4 町長は、第1項の規定による適用変更の届出があった場合又は前項の規定により適用承認の取消しをしたときは、規則で定めるとおり適用変更(取消)決定通知書により当該新規創業者に通知する。
- 5 前4項に定めるもののほか、奨励措置適用の変更・取消手続に関する必要な事項は、規則で定める。

(返礼品の提供開始)

第13条 適用承認を受けた新規創業者は、町との必要な調整を図り、規則で定める返礼品提供事業者の認定等に関する手続を行わなければならない。

- 2 適用承認を受けた新規創業者は、規則で定めるとおり返礼品の提供を開始するとき

は、開始届を町長に提出しなければならない。

(奨励金交付の申請・請求等)

第14条 町は、奨励金の交付条件等を勘案し、規則で定める期間を交付対象期間としてあらかじめ指定することができる。

2 奨励金の交付を受けようとする地場産品創出企業は、規則で定めるとおり交付申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定の上、規則で定めるとおり交付決定(不可)通知書により当該地場産品創出企業に通知する。

4 交付決定を受けた地場産品創出企業は、規則で定めるとおり請求書を町長に提出するものとする。

5 町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、地場産品創出企業に当該奨励金を交付する。

6 前5項の規定によるほか、奨励金の交付手続に関する必要な事項は、規則で定める。

(交付決定の取消・返還)

第15条 町長は、地場産品創出企業が第12条第3項の規定に該当する場合のほか、規則で定める返礼品提供事業者の参加取消し等に関する事項に該当するものと認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消し等を行った場合は、規則で定めるところにより交付決定変更(取消)通知書により当該地場産品創出企業に通知する。

3 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が支払われているときは、規則で定めるところにより返還命令書により地場産品創出企業に対して当該奨励金の返還を命ずる。

4 前3項の規定によるほか、奨励金の交付決定の取消し及び返還手続に関する必要な事項は、規則で定める。

(報告・調査)

第16条 町長は、本奨励金事業に関して必要があると認めるときは、地場産品創出企業に対して報告を求め、及び現地調査を行うことができる。この場合、当該地場産品創出企業は、これに応じなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。